

平成 20 年度調査研究事業

(障害者の自動車教習に関する状況調査)

(障害者の自動車運転に関する各種助成制度調査)

「障害のある方のくるまの運転 総合ガイドブック」



平成 21 年 3 月

宮城県リハビリテーション支援センター

1. はじめに

近年、障害のある方のライフスタイルの変容と社会参加の促進に伴い、行きたいところに、行きたい時に自由に出かけられる「くるまの運転」は、あたりまえに必要なものとして認識されてきております。また、道路交通法の改正をはじめ、くるまの多様化と安全性能の向上、運転補助装置の開発と改良が進んだことにより、以前より「障害者の自動車運転」は、実現できる可能性が高くなってきていると思います。

今回、障害のある方に「安全なくるまの運転」の機会を獲得してもらいたく、運転するまでの手順、教習環境、各種助成制度等について調査し、併せて運転補助装置等の関連情報をまとめましたので、ご本人のみならず、ご家族、関係者にも是非ご活用頂ければと思います。

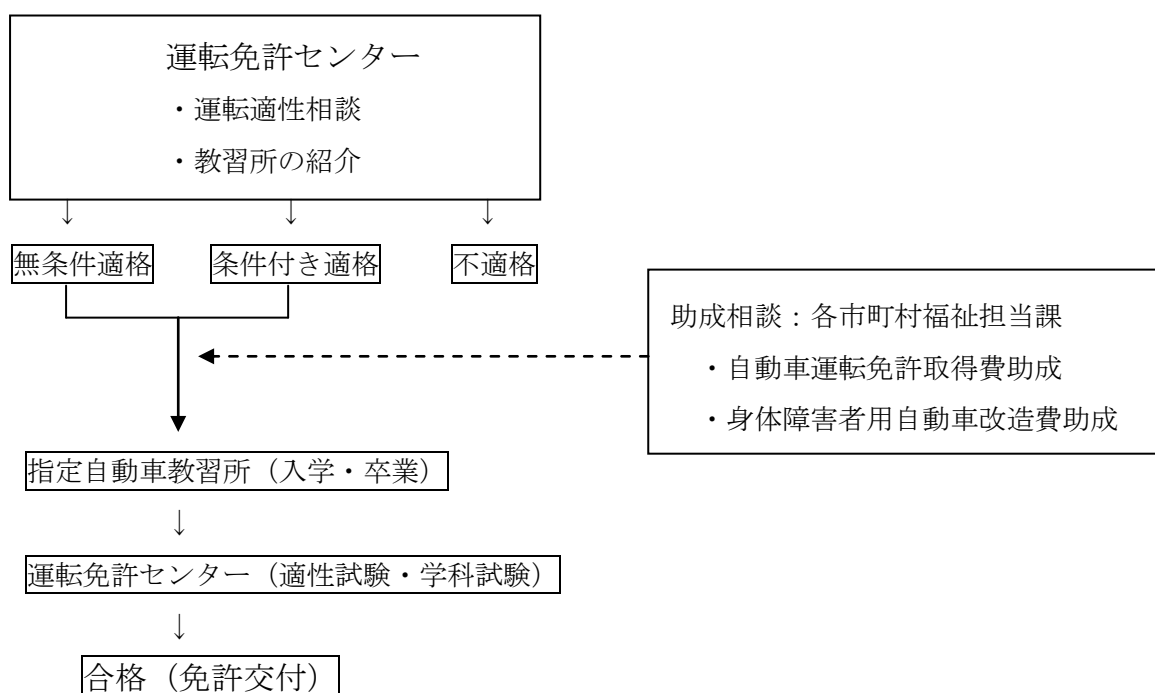
2. 障害のある方の自動車運転までの流れ

障害のある方が自動車を運転する場合、新たに運転免許の取得をする場合と、運転を再開する場合に分けられ、それぞれに手順が異なります。ただしどちらの場合でも、運転免許センターにおいて、運転することが出来るかどうかを判断して頂く必要があります。

1) これから免許を取得しようとする場合

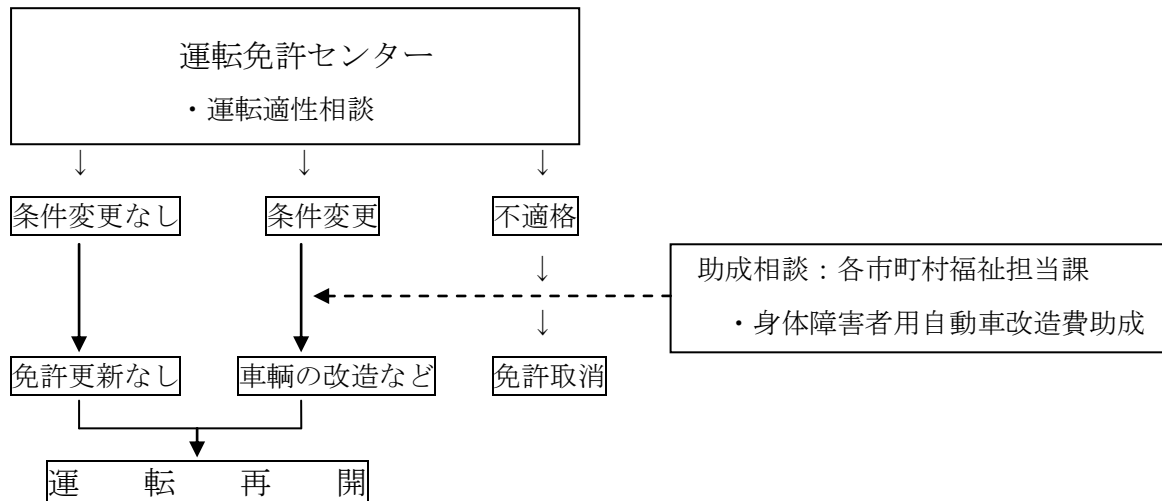
まずは、運転免許センターにおいて、障害の程度が運転することの出来る範囲かどうかを、運転適性相談を受ける必要があります。それにより、条件無し（無条件適格）なのか、安全な車両運行が行える範囲の免許種別、車種、構造、補装具の使用など、条件が付される（条件付き適格）のか、免許取得が認められない（不適格）のかどうかを判断されます。

運転免許の取得までの流れを図で示すと以下のようにになります。



2) すでに免許を所持している方が障害を負い、これから免許の更新や運転を再開する場合

初めて免許を取得する場合と同様、まずは、運転免許センターにおいて、障害の程度が運転することの出来る範囲かどうかの運転適性相談を受ける必要があります。このときの身体の状態によって、安全に自動車を運転するために必要な条件が付されるなど、安全に自動車を運転するために必要な条件の変更が行われることがあります。図で示すと以下ようになります。



3. 運転免許センターにおける運転免許受験者及び免許証更新者の運転適性相談及び窓口

1) 適性相談の対象となる方

- (1) 一定の病気にかかって治療中の方，リハビリ中の方，身体に障害のある方等
- (2) 身体の障害により，現在付されている免許の条件の解除又は変更を希望する方
- (3) その他，運転に関しての適性を相談したい方

平成14年6月から，一定の病気にかかっている方等に対して，免許が取得できない（資格もない）とされていた欠格事由が廃止され，免許を取得しようとしている方が，自動車等の安全な運転に支障があるかどうかについて個別に判断しています。

具体的には，試験に合格しても，一定の病気にかかっており，自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には，交通安全の確保の観点から，免許が取得できない場合もあります。（試験に合格した方に対しては免許の拒否や保留の処分が，既に免許を取得している方に対しては免許の取消しや停止の処分がなされます。）

※ 一定の病気とは，次の病気です。（道路交通法施行令第33条2の3）

- ① 統合失調症
- ② てんかん
- ③ 再発性の失神
- ④ 無自覚性の低血糖症
- ⑤ そううつ病
- ⑥ 重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- ⑦ ①～⑥までに掲げたもののほか，自動車等の安全な運転に必要な認知，予測，判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

※ 一定の病気以外に次のいずれかに該当する方は、免許の取消又は停止の対象となります。

- ① 認知症
- ② 以下の身体障害者
 - I 目が見えない方
 - II 体幹の機能に障害があつて、腰をかけていることができない方
 - III 四肢の全部を失ったもの又は四肢の用を全廃した方
 - IV I から III までに掲げたもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる方（条件を付し、又は変更することにより、その能力が回復することが明らかなものを除く。）

2) 相談場所

県内の各運転免許センターで、運転適性相談を受け付けています。特に、運転免許証の更新を予定されている方は、早めの相談が必要です。

相談日時	○ 宮城県・石巻・古川・仙南運転免許センター	
	○ 月～金曜日（土、日、祝日、年末年始の休日を除く。）	
	○ 14:30～16:00（あらかじめ電話で、予約が必要です。）	
必要書類等	○ 障害者手帳の交付を受けている方・・・障害者手帳 ○ 運転免許保有者・・・・・・・・運転免許証 ○ その他・・・・・・・・印鑑，更新連絡書（免許証の更新を予定されている方）	
相談料	無 料	
問い合わせ先	○ 宮城県運転免許センター	TEL 022(373)3601
	○ 石巻運転免許センター	TEL 0225(83)6211
	○ 古川運転免許センター	TEL 0229(22)8010
	○ 仙南運転免許センター	TEL 0224(53)0111

4. 宮城県における自動車教習環境

教習所の選択については運転免許センターで、ある程度の助言が受けられます。最近は多くの教習所が施設のバリアフリー化（車いす用トイレの設置等）や手話のできる職員の配置など、積極的に障害者に対応されています。また、教習車に代表的な運転補助装置を装備している教習所も増えてきました。

今年度、当センターより県内の指定自動車教習所に対して、教習環境に関する調査を実施したところ、県内全ての教習所で障害者の受け入れは可能という回答でした。ただし、介助を多く要する方には対応できない教習所や、運転条件に合った車輛が教習所にないときは、自ら条件に合った改造車を持ち込んで教習を受ける必要があるなど、入校条件がある場合もありますので、詳細については各教習所にお問い合わせください。

（平成 20 年度調査研究事業：障害者の自動車教習に関する状況調査）

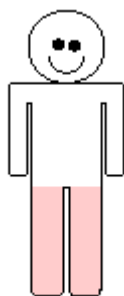
No	指定自動車教習所名	所在地	電話番号	障害者 福祉車両 の配備	施設の バリアフ リー	受け 入れ 条件	H20 実績
1	宮城自動車学校	仙台市太白区東郡山 1-10-1	022-248-1104	○	○	有	8
2	花壇自動車学校	仙台市青葉区花壇 8-7	022-225-3232	×	○	有	1
3	南蔵王自動車学校	白石市福岡長袋字下河原 15	0224-25-2381	×	×	無	0
4	石巻第一自動車学校	石巻市泉町 4-10-28	0225-96-1650	○	×	有	0
5	涌谷自動車学校	涌谷町字北田 94	0229-42-2910	×	×	有	0
6	気仙沼中央自動車学校	気仙沼市松崎下金取 61	0226-22-0124	○	○	有	0
7	仙北自動車学校	大崎市古川稲葉字新堀 26	0229-22-1446	×	×	有	0
8	築館自動車学校	栗原市築館字留場雇田 70	0228-22-5131	○	×	有	0
9	奥羽自動車学校	仙台市泉区八乙女中央 3-5-1	022-372-3277	○	×	有	2
10	R45・日の出自動車学校	仙台市宮城野区日の出町 2-1-13	022-283-9777	×	×	有	1
11	東日本自動車学校	塩釜市月見ヶ丘 6-7	022-362-2292	×	×	有	0
12	塩釜中央自動車学校	塩釜市舟入 1-6-7	022-362-5430	×	×	有	0
13	佐沼自動車学校	登米市迫町佐沼字大綱 4-4	0220-22-2633	○	×	有	3
14	石巻自動車学校	石巻市山下町 2-2-54	0225-22-6571	○	×	有	1
15	南仙台自動車学校	仙台市太白区中田 6-1-1	022-241-3181	×	×	有	0
16	仙台ドライブスクール	仙台市宮城野区幸町 1-16-1	022-234-4023	×	○	有	5
17	仙南自動車学院	柴田町大字本船迫字塚田 17	0224-56-5151	○	×	無	2
18	仙台中央自動車学校	仙台市宮城野区原町 4-4-2	022-291-3053	×	×	無	0
19	仙台赤門自動車学校	仙台市青葉区川内川前丁 61	022-222-3340	×	×	無	0
20	古川自動車学校	大崎市古川沢田字新原際 79-1	0229-28-2216	○	○	有	0
21	加美自動車学校	加美町字赤塚 20	0229-63-2249	×	×	無	0
22	古川自動車教習センター	大崎市古川鶴ヶ塚字新江北 25	0229-23-3080	○	○	有	0
23	中山ドライブスクール	仙台市青葉区荒巻本沢 1-10-20	022-278-1080	×	×	無	1
24	北宮城自動車学校	登米市迫町北方字石打坂 20-1	0220-22-2762	×	○	有	0
25	角田自動車学校	角田市角田字中沢 46-33	0224-63-2150	×	×	無	0
26	泉自動車学校	仙台市泉区実沢字新坂沢 1	022-379-3420	○	×	有	0
27	東部自動車学校	仙台市宮城野区福住町 16-44	022-259-0651	×	×	有	0
28	岩沼自動車学校	岩沼市阿武隈 1-37	0223-24-5231	×	×	有	0
29	石巻中部自動車学校	石巻市門脇字浦屋敷 124-1	0225-94-1285	○	×	有	2
30	パセオ・ドライビングカレッジ	石巻市鹿又字曾波神前 118-1	0225-75-2121	×	○	有	0
31	仙台北自動車学校	仙台市泉区松森字台 93-25	022-373-9771	○	○	有	2
32	若柳第一自動車学校	栗原市若柳字川北東若柳 107	0228-32-5435	×	×	有	0
33	仙台自動車学校	仙台市太白区大野田字土手前 7-1	022-247-4121	○	○	有	0
34	利府自動車学校	利府町森郷字一里塚 1	022-356-4191	○	×	有	1
35	宮交自動車学校	仙台市太白区長嶺 4-1	022-248-3850	×	○	有	0
36	富谷自動車学校	富谷町三の関字膳部沢上 11-3	022-358-8787	○	×	有	1

5. 自動車の改造（運転補助装置）について

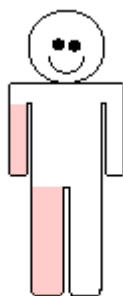
これまで説明してきたように、障害のある方で、自動車の運転を希望する方にとって、運転補助装置を取り付けるなど、車の改造が免許交付の必要条件になる場合があります。その場合に、運転補助装置を選択することになりますが、装置にはどのようなものがあり、どのように操作するのかを、ある程度知っておく必要があります。

ここでは、障害の多くを占める、主に下半身が不自由で車椅子にお乗りの方と、左右どちらかの半身が不自由な方に対する代表的な補助装置を紹介します。

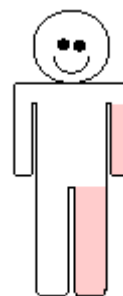
（注：本紙で紹介する装置は当センターで所有している標準的な運転補助装置です。）



主に下半身が不自由



右半身が不自由



左半身が不自由

1) 手動装置

主に下半身が不自由で、下肢でアクセルペダルとブレーキペダルを直接操作することが困難な方や、ペダルの踏み替え操作が困難な方が使用します。手動装置を設置することで、足でペダルを踏む代わりに、レバーでアクセルとブレーキ操作を行うことができます。一般的にはレバーを手前に引くとアクセルになり、前面に押しとブレーキになります。

☆標準タイプ



☆頸髄損傷向けタイプ



2) 旋回装置

片手のみでハンドル操作するための旋回グリップです。手動装置を使用する際には必要になります。握り部の大きさや形状には様々なものがあるので、手の機能（握力が重要）や手のひらの大きさに合わせて選びます。

☆標準型旋回装置



☆スティック型旋回装置



☆横棒（T字）型旋回装置



☆ハンドタイプ旋回装置



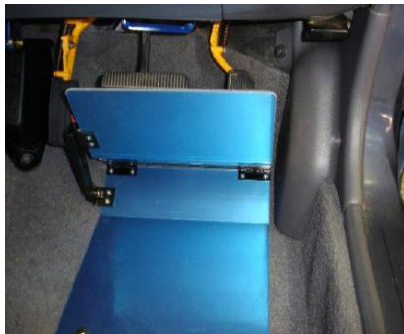
☆手掌型旋回装置



3) アクセル・ブレーキペダル誤操作防止装置

下肢のけいれん等によって、誤ってアクセルやブレーキペダルを作動しないよう、設置するものです。必要な方もいるかも知れません。(遮断板方式を紹介)

☆使用中



☆収納時



4) 左足用アクセルペダル装置

右半身が不自由な方が左足でアクセル操作ができるようにする装置です。

☆吊り下げ方式



☆床立ち上げ方式



5) 方向指示器補助装置, ワイパー補助装置

左右半身の不自由さに合わせて、左右どちらかに向きを変えるための装置です。

☆方向指示器補助装置



☆ワイパー補助装置



6) トランスファーボード

車への乗り降りを補助する代表的なものです。特に車椅子を利用される方にとっては、一旦、トランスファーボードに乗り移ってから運転席に乗り込むとスムーズに座席に移動できます。



7) セレクトレバー補助装置, 駐車ブレーキ補助装置

運転席の左側にある駐車ブレーキをセットしたり, 解除したりするのが難しい方向けの補助装置です。腕の力や握力の弱い方や左半身に障害のある方に必要な場合があります。

☆セレクトレバー補助装置



☆駐車ブレーキ補助装置



これまで紹介したものは、数多くある運転補助装置の中の一部にすぎません。運転補助装置を選択する場合は、まずは運転免許の条件に適合しているか、ご自身の身体の状態に適合しているかを、実際に装置を体験してみたり、各メーカーのカタログ等を参考にしながら確認し、十分に検討した後に選択していくことが大切です。詳しくは、普段からご利用されている自動車販売店または整備工場等にご相談ください。

6. 市町村における免許取得・改造費用の助成制度

市町村では、障害のある方が運転免許を取得するための費用と自動車を改造するための費用について、それぞれ、その一部を助成する制度がありますので紹介します。

運転免許取得 費用の助成	内容	運転免許を取得する場合, 教習を受けるために要する費用の一部が助成されます。※自動車教習所に入校する前に申請が必要です。
	対象	身体障害者手帳または療育手帳または精神保健福祉手帳保持者
	助成額	通常, 教習を受けるために要した費用の2/3(限度額10万円)
	申請先	市(社会)福祉事務所, 町村福祉担当課
改造費の助成	内容	身体障害者の方が, 自ら所有し運転する自動車の改造(運転補助装置等)に必要な費用の一部が助成されます。※発注前の申請が必要です。
	対象	身体障害者手帳保持者
	助成額	通常, 改造に要した費用の2/3(限度額10万円)
	申請先	市(社会)福祉事務所, 町村福祉担当課

今年度、当センターより県内の全市町村に対して、助成制度に関する調査を実施したところ、運転免許取得費用の助成は 32 市町村、改造費の助成は 34 市町村で実施されているという回答でした。ただし市町村によっては、実施の可否、対象者、申請方法、年間の助成人数に限りがあるなど、条件等が異なる場合がありますので、詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。

(平成 20 年度調査研究事業:障害者の自動車運転に関する各種助成制度等の調査)

No	市町村	担当課・係名	電話番号	免許取得 費助成	H19 実績	自動車改 造費助成	H19 実績
1	仙台市	障害企画課・社会参加推進係	(022)214-8165	○	21	○	25
2	石巻市	障害福祉課・総務企画グループ	(0225)95-1111	○	5	○	3
3	塩竈市	社会福祉課・障害福祉係	(022)364-1131	○	2	○	0
4	気仙沼市	社会福祉事務所・障害福祉係	(0226)22-3429	○	0	○	2
5	白石市	福祉事務所・社会福祉係	(0224)22-1400	○	1	○	1
6	名取市	社会福祉課・福祉係	(022)384-2111	○	5	○	1
7	角田市	社会福祉課・福祉係	(0224)61-1185	○	1	○	0
8	多賀城市	社会福祉課・障害福祉係	(022)368-1141	○	0	○	1
9	岩沼市	福祉事務所・障害福祉係	(0223)22-1111	○	1	○	0
10	登米市	生活福祉課・障害福祉係	(0220)58-5552	○	5	○	3
11	栗原市	社会福祉課・障害福祉係	(0228)42-1118	○	3	○	0
12	東松島市	福祉課・障害福祉班	(0225)82-1111	○	3	○	3
13	大崎市	社会福祉課・障害福祉係	(0229)23-6012	○	4	○	6
14	蔵王町	保健福祉課・障害福祉係	(0224)33-2003	×	△	×	△
15	七ヶ宿町	保健センター	(0224)37-2331	○	1	○	0
16	大河原町	健康福祉課・障害福祉係	(0224)53-2115	×	△	○	1
17	村田町	健康福祉課・社会福祉班	(0224)83-6402	×	△	×	△
18	柴田町	健康福祉課・福祉班	(0224)55-5010	○	1	○	0
19	川崎町	保健福祉課・福祉推進係	(0224)84-6008	×	△	○	1
20	丸森町	保健福祉課・社会福祉班	(0224)72-2115	○	0	○	0
21	亘理町	保健福祉課・福祉班	(0223)34-1114	○	1	○	0
22	山元町	保健福祉課	(0223)37-1113	○	1	○	3
23	松島町	町民福祉課・福祉班	(022)354-5706	○	0	○	2
24	七ヶ浜町	地域福祉課・障害福祉係	(022)357-7449	○	1	○	0
25	利府町	保健福祉課	(022)356-1334	○	2	○	0
26	大和町	保健福祉課・福祉班	(022)345-7220	○	2	○	0
27	大郷町	町民福祉課・社会福祉係	(022)359-5507	○	0	○	0
28	富谷町	長寿福祉課	(022)358-0513	○	0	○	0
29	大衡村	保健福祉課	(022)345-0253	○	0	○	0
30	加美町	保健福祉課・障害福祉係	(0229)63-7871	○	0	○	0
31	色麻町	福祉課・福祉係	(0229)66-1700	○	0	○	0
32	涌谷町	健康福祉課・地域福祉班	(0229)43-5111	○	2	○	0
33	美里町	健康福祉課・障害福祉係	(0229)32-2941	○	1	○	1
34	女川町	健康福祉課・福祉係	(0225)54-3131	○	0	○	0
35	本吉町	健康福祉課・地域福祉班	(0226)42-2600	○	1	○	0
36	南三陸町	保健福祉課・社会福祉係	(0226)46-5113	○	2	○	2

7. その他の各種優遇制度等

障害のある方の自動車の運転に関して、代表的な優遇制度について一部紹介します。

1) 自動車税、軽自動車税または自動車取得税の減免

自動車税	一定の障害等級以上の身体障害者等が取得（所有）した自動車	各県税事務所
自動車取得税	で専ら身体障害者等の本人が運転するもの若しくは専ら生計同一者が運転するもの又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が取得（所有）した自動車で専らその常時介護者が運転するもの（本人運転以外は身体障害者等の通学，通院又は生業のために使用するものに限る。）に適用されます。	仙台中央県税事務所扇町出張所
軽自動車税	内容等詳しくは市町村税務担当窓口にお問い合わせください。	市町村

2) 駐車禁止の対象除外

歩行困難と認められる障害者等の方が使用する自動車に対し、駐車禁止除外指定車標章を交付し、公安委員会及び警察署長が道路標識，道路標示により駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がないなどのやむを得ない場合で、自動車に障害者等の方が現に使用しているとき又は乗車しているときに限り、駐車を認められています。ただし、法定の駐停車・駐車禁止場所については対象外です。（有効期間：最長3年）

手続は、障害者等の方御本人の住居地を管轄する警察署交通課に、障害者手帳の写し2部，自動車検査証の写し2部，主に運転する方の免許証の写し2部，印鑑（このほか身体障害の程度により医師の意見書の添付が必要な場合もあります。）を持参し，申請します。（以下参照）

駐車禁止除外車両標章交付申請

手続きの案内	
様式の名称	駐車禁止除外車両標章交付申請書
手続の内容・資格等	以下の法令の定めに該当する場合に申請できます。 道路交通法第4条第2項 宮城県道路交通規則第3条第1項第5号
根拠となる条文等	道路交通法施行規則第3条
受付期間等	受付期間：月曜日から金曜日（祝日，年末年始を除く） 受付時間：8時30分から17時15分まで
受付窓口	住所地を管轄する警察署の交通課に提出して下さい。
添付書類	審査時，必要があれば疎明資料の提出を求める場合があります。

（宮城県警察ホームページ/道路交通法関係申請書より）

8. 宮城県リハビリテーション支援センターの取り組み

当センターでは、障害者の自動車運転についての総合的な情報提供の体制整備に向けて、障害者運転支援事業を実施しております。身体が不自由でも、将来自分で運転したいと思っている方、改造した車両に関心のある方は、当センターにおいて実際に運転補助装置を見たり、運転席に座ったり、装置を動かしたりすることを体験することができます。

また、ホームページ等を活用し、各種情報を提供しているほか、定期的に研修会やイベントも開催しております。分からないことがあれば、気軽にご相談ください。

<問い合わせ先>

宮城県リハビリテーション支援センター(リハビリテーション支援班)

住所：宮城県仙台市若林区南小泉4-3-1

TEL：022-286-4395 FAX：022-286-4391

E-Mail：rehabilis@pref.miyagi.jp

事業実施内容		
自操式福祉車両の常設展示	イベントの開催	各種情報の提供
	 	 
<p>実際の改造車両の見学，体験に対応する他に，電話等による免許取得（運転再開）の手続きや，各種情報提供等の照会に対応しております。</p>	<p>障害者の自動車運転の状況や，各種装置に関すること，全国の支援状況等を内容とした研修会の開催や改造自動車の展示会，走行体験試乗会を開催し，県民の皆様に対して啓蒙普及に努めております。</p>	<p>障害者の自動車改造に関する紹介冊子や操作方法等を編集したDVDを作成し，病院・施設や行政機関等の関係職員，一般の方々に情報提供しております。</p>

9. おわりに

本冊子の作成にあたり，照会，調査等にご協力頂きました，宮城県運転免許センター，社団法人宮城県指定自動車教習所協会及び会員，市町村福祉担当課の皆様には感謝申し上げます。

障害のある運転者が表示する標識

聴覚障害者標識
(聴覚障害者マーク)



身体障害者標識
(身体障害者マーク)



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示される標識で、標識の表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、この標識を付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規程により罰せられます。

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示する標識で、標識の表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、この標識を付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規程により罰せられます。